

野登小学校学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日 策定

平成29年7月1日 一部改正

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

（1）「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、心理の専門家等によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、学級担任が委員会に加わる。

（2）当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅

速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめ防止のために

① いじめについての共通理解

ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。

イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。

(例 何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示する等)

② いじめに向かわない態度・能力の育成

ア 学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培いお互いの人格を尊重する態度を養う。

イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められる。

イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。

ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、日常の授業や児童会行事をはじめとする学校行事等全教育課程を通して、児童の自己有用感が高められるよう努める。

イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

ア 児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。

イ その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

- ア 日常的な児童への目配りや連絡帳等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握と職員会議や研修会等を通して、情報の交換・共有に努める。
- イ 学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート)調査や年2回の教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。
- ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室の利用やスクールカウンセラー、電話相談窓口について広く周知する。

- ② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。
- ③ PTA の会議、保護者懇談会、野登の子どもをはぐくむ会等の諸会議、授業参観やフリー参観、地域見守り隊との交流等、学校開放の機会を通して、児童の実態把握に努め、児童の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有し、組織的に対応する。被害を受けた児童生徒を守り通すとともに、毅然とした態度で加害側の児童生徒を指導する。全教職員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要である。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも必要である。
- イ 発見・通報を受けた教職員は、学校における「いじめの防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡する。
- ウ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。いじめの解決とは、被害児童やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教員の観察等から実態がないと判断されたときとするものとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直に削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付 など、関係機関の取り組みについても周知する。

いじめが「解消している」状態とは

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校におけるいじめ防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が

経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校におけるいじめ防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

4 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護す」ものとされている。また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者懇談会、野登の子どもをはぐくむ会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、通信や諸会合を通して協力を呼びかけたりして、保護者・地域との連携を強化する。また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民と一体となった地域ぐるみのいじめ防止対策を推進する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

重大事態とは、①「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

① については、いじめを受ける児童の状況で判断する。本校の場合、たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

② 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。

ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときはその時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策委員会が調査を行い事態の解決に当たる。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関が調査を行い対応にあたる。調査結果については、亀山市教育委員会を通じて亀山市長に報告する。

<参考>亀山市いじめ防止基本方針より

◎重大事態への調査

ア 調査の趣旨及び調査主体

- (7) 法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。
- (4) 教育委員会は、学校からの報告を受け、調査主体、組織、方法等を判断する。
- (9) 学校が調査主体となる場合であっても、教育委員会は学校に対して必要な指導、また、人的措置を含めた適切な支援を行う。

イ 調査を行う組織

- (7) 学校又は教育委員会の調査機関が、当該重大事態に関する調査にあたる。
- (4) 重大事態の内容により、北勢児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等への参加要請を行う。

ウ 調査結果の提供及び報告

- (7) 教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する。
- (4) 情報の提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮することは必要であるが、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることがあってはならない。
- (9) 調査結果については、亀山市長に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合、当該児童生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、亀山市長へ報告する。

エ 再調査

- (7) 亀山市長は、重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、再調査を行う。
- (4) 再調査に必要な組織（亀山市いじめ再調査委員会）については、亀山市長が設置する。
- (9) 亀山市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じるとともに、亀山市長は再調査の結果を議会に報告する。